(2)　空中線電力が一ミリワット以下であって、九二八・一MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信時間及び送信休止時間は、〇・〇五秒とする。ただし、最初に電波を発射してから〇・〇五秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

(3)　空中線電力が一ミリワットを超え二〇ミリワット以下であって、九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下の周波数を使用する場合の送信時間及び送信休止時間は、それぞれ四秒及び〇・〇五秒とする。ただし、最初に電波を発射してから四秒以内に再送信（一二八マイクロ秒以上のキャリアセンスを行った後の送信であって、当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

(4)　空中線電力が一ミリワットを超え二〇ミリワット以下であって、九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下の周波数を使用し、次項第二号(4)の技術的条件が適用される場合の送信時間及び送信休止時間は、それぞれ〇・四秒及び二ミリ秒とする。ただし、送信時間が六ミリ秒以下の場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

第三項第二号中「九五〇MHz帯」を「九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下」に改め、同号(1)中「（一）七五デシベル」を「（一）八〇デシベル」に改め、同号(3)中「一〇ミリ秒」を「五ミリ秒」に改め、同項第五号中「九五二MHzを超え九五七・六MHz以下」を「九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下」に改め、同号(1)中「（一）六四デシベル」を「（一）七四デシベル」に改め、「以上の値」の下に「（空中線電力が一〇ミリワット以下のものにあっては、（一）六四デシベル以上の値）」を加え、同号(3)中「一〇ミリ秒」を「五ミリ秒」に改め、同号(4)中「九五四MHzを超え九五七・六MHz以下」を「九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下」に改める。

第五項第一号(2)中「九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に一ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合であり」を「空中線電力一ミリワット以下の無線設備であって、九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する場合であり」に改め、同号に次のように加える。

(3)　九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、他の無線設備からの要求（送信する無線チャネルについて、キャリアセンスを行ったものに限る。）からの応答であって、送信時間が〇・〇五秒以下となるもの

(4)　九二八・一MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備

○総務省告示第五百三十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十四条第五号ニの規定に基づき、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を次のように定める。

なお、平成二十二年総務省告示第二百十一号（九五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件）は、廃止する。

平成二十三年十二月十四日　　総務大臣　川端　達夫

一　送信時間制限装置は、その装置を備え付けた簡易無線局が電波を発射してから四秒以内にその電波の発射を停止し、かつ、当該停止から五〇ミリ秒を経過するまでの間は送信を行わないものであること。

二　キャリアセンスは、次に掲げる技術的条件に適合するものであること。

1　受信入力電力の値が（一）八〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以上の電波を受信入力点において受信した場合は、当該電波を受信した無線チャネルにおける電波の発射を行わないものであること。

2　受信帯域幅は、電波を発射しようとする無線チャネルの幅であること。

3　使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は、五ミリ秒以上であること。

4　前号の条件にかかわらず、電波を発射してから一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下である場合は、使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は一二八マイクロ秒以上とする。

5　前号の技術的条件が適用される場合の送信時間は〇・四秒とし、送信休止時間は、二ミリ秒とする。ただし、電波を発射してからの送信時間が六ミリ秒以下の場合に限り、当該休止時間を設けずに送信を行うことができる。

○総務省告示第五百三十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注36の規定に基づき、平成元年郵政省告示第五十号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日　　総務大臣　川端　達夫

表中「950.8MHzを超え957.6MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（移動体識別用を除く。）」を「915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備」に改める。

○総務省告示第五百三十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日　　総務大臣　川端　達夫

第一項の表を次のように改める。

周波数	指定周波数帯
2,448.875MHz	2,427MHzから2,470.75MHzまで

第二項の表中

433.92MHz	433.67MHzから434.17MHzまで
954.8MHz	952MHzから957.6MHzまで

を

433.92MHz	433.67MHzから434.17MHzまで

に改める。

第四項を削り、第五項を第四項とする。